

＜居宅訪問型保育事業の定員を超過した場合の選考基準＞

以下の【表 A】、【表 B】により世帯の指数を計算し、指数の高い順で利用者を決めます。同一指数の場合は優先順位によって決定します。

※お申し込み後、調整指数の加算となる環境等特殊な事情（ひとり親、生活保護、未就学児3人以上同居等）に該当となった場合は、事情のわかる書類（戸籍の全部事項証明（コピー可）、保護開始通知の写し、出生届の写し等）の提出が必要です。

【表 A】

番号	類 型		保護者の状況		選考 指数	期 間	
			細 目				
1	居宅外労働 (居宅外自営を含む)	就労	週5日以上 の就労	(1) 1日8時間以上の就労を常態	10	保育の実施基準に 該当しなくなるまで	
				(2) 1日6時間以上8時間未満の就労を常態	9		
				(3) 1日4時間以上6時間未満の就労を常態	8		
			週3日以上5日未満 の就労	(4) 1日8時間以上の就労を常態	9		
				(5) 1日6時間以上8時間未満の就労を常態	8		
				(6) 1日4時間以上6時間未満の就労を常態	7		
			その他	(7) 上記の他、就労の態様から保育が必要と認められる場合	7		
		就労 内定		週5日以上 の就労	(8) 1日8時間以上の就労内定		9
					(9) 1日6時間以上8時間未満の就労内定		8
					(10) 1日4時間以上6時間未満の就労内定		7
		週3日以上5日未満 の就労		(11) 1日8時間以上の就労内定	8		
				(12) 1日6時間以上8時間未満の就労内定	7		
				(13) 1日4時間以上6時間未満の就労内定	6		
		(14) 上記の他、就労の態様から保育が必要と認められる場合	6				
2	居宅内労働	就労	週5日以上 の就労	(1) 1日8時間以上の就労を常態	10		
				(2) 1日6時間以上8時間未満の就労を常態	9		
				(3) 1日4時間以上6時間未満の就労を常態	8		
			週3日以上5日未満 の就労	(4) 1日8時間以上の就労を常態	9		
				(5) 1日6時間以上8時間未満の就労を常態	8		
				(6) 1日4時間以上6時間未満の就労を常態	7		
			その他	(7) 上記の他、就労の態様から保育が必要と認められる場合	7		
		就労 内定		週5日以上 の就労	(8) 1日8時間以上の就労内定	9	
					(9) 1日6時間以上8時間未満の就労内定	8	
					(10) 1日4時間以上6時間未満の就労内定	7	
		週3日以上5日未満 の就労		(11) 1日8時間以上の就労内定	8		
				(12) 1日6時間以上8時間未満の就労内定	7		
				(13) 1日4時間以上6時間未満の就労内定	6		
		(14) 上記の他、就労の態様から保育が必要と認められる場合	6				
3	不存在		(1) 離婚（離婚調停中を含む）・死亡・行方不明・拘禁・未婚・単身赴任・海外留学等	10			
4	出産 疾病 負傷 心身障害者	出産	長期入院	(1) 出産前後休養のため保育にあたれない場合	7	出産予定月の前2 か月から出産後2 か月まで	
				疾病 負傷	居宅内		(2) 1か月以上
		(3) 精神疾患・感染症	10				
		(4) 常時臥床	10				
		(5) 安静（概ね日中4時間以上就床）	8				
		(6) 一般療養	7				
		心身障害者	(7) 身体障害者手帳1・2級、愛の手帳1・2・3度、 精神障害者保健福祉手帳1・2・3級			10	
			(8) 身体障害者手帳3級、愛の手帳4度	8			
			(9) 身体障害者手帳4級	7			
			(10) 上記以外の居宅看護・介護を常態	7			
5	看護 介護	入院・通院等 付き添い	(1) 週5日以上かつ昼間4時間以上の付き添いを常態	10	保育の実施基準に 該当しなくなるまで		
			(2) 週3日以上5日未満かつ昼間4時間以上の付き添いを常態	8			
		自宅看護・介護	(3) 重度障害児・者、常時病臥、精神性疾患等で常時看護・介護を常態	9			
			(4) 上記以外の自宅看護・介護を常態	7			
6	災害		(1) 災害等による家屋の損失、その他災害復旧のため保育にあたれない場合	10	復旧期間		
7	求職		(1) 生計中心者が失業等で、求職のため日中保育にあたれない場合	7	3か月以内		
			(2) 上記以外で、求職のため日中保育にあたれない場合	6			
8	通学		(1) 学校教育法に定める学校等や職業訓練施設に通学・通所している場合	番号1 を準用	通学が終了する月の 末日まで		
9	特例		(1) 社会的養護が必要であると認められる場合				
			(2) 前各号に掲げるもののほか、明らかに保育が必要と認められる場合				

【表B】

表A、表Bで指数計算をし、同一指数となった場合は、以下の優先順位で利用者を決めます。

番号	児童を取り巻く環境等特殊な事情	調整指数	備考
1	ひとり親世帯で他に保育できる同居者がいない場合	+4	世帯に加算
2	生活保護受給世帯の場合	+3	世帯に加算
3	兄弟姉妹が同時に入園を希望する場合（転園は対象外）	+1	世帯に加算
4	未就学児が3人以上同居している場合	+1	世帯に加算
5	保護者の1人が単身赴任や海外勤務等による不在の場合	+1	世帯に加算
6	保護者が身体障害者手帳1・2級、愛の手帳1・2・3度、精神障害者保健福祉手帳1・2・3級のいずれかを持っている場合	+1	世帯に加算
7	保育料が6か月以上滞納となっている場合	-10	世帯から減算

【同一指数の場合の優先順位】

- ① 保育施設で週35時間以上就労する保育士・保育教諭が育児休業から復職する場合、または、新たに週35時間以上就労する場合
- ② 生活保護世帯
- ③ ひとり親となって6か月以内の世帯（離婚または死別の事実を戸籍で証明できる場合のみ）
- ④ 居宅訪問型保育事業の待機期間が3か月以上の世帯
- ⑤ 父または母が不存在〔離婚（離婚調停中を含む）、死亡、行方不明、拘禁、未婚、単身赴任〕、または、長期入院の世帯
- ⑥ 保護者のいずれかまたは両方が育児休業からの復職予定者である場合
- ⑦ 保護者の千代田区における入園希望日までの引き続き居住期間が長い世帯
- ⑧ 保護者が精神疾患・感染症や常時臥床、または、身体障害者手帳1・2級、愛の手帳1・2・3度、精神障害者保健福祉手帳1・2・3級のいずれかを持っている場合
- ⑨ 未就学児が3人以上または双子等の世帯
- ⑩ 保護者が居宅外就労者の世帯（育休中で復職予定者を含み、自営を除く）
- ⑪ 保護者が居宅外自営の世帯
- ⑫ 保護者の就労時間が長い世帯
- ⑬ 保護者の通勤時間が長い世帯
- ⑭ 区民税非課税世帯

その他、就労実態、児童を取り巻く環境等を比較して優先順位を決定します。

※④の待機期間の算定は、待機児童となった月から起算します。

（例）4月入園の申し込みをして待機児童となった場合、7月入園の審査では待機期間は3か月。